

盛岡市の除排雪基準等

1 除排雪路線の指定

盛岡市が除排雪しようとする路線（以下「除排雪指定路線」という。）のうち車道については、種別ごとに次の区分により、あらかじめ指定しています。

- (1) 第1種指定路線：バス運行路線のほか、主要幹線市道とします。
- (2) 第2種指定路線：地区幹線的路線とします。
- (3) 第3種指定路線：第1種及び第2種指定路線以外の道路とします。

歩道については、バス路線、通学路、公共施設周辺道路及び集客施設周辺道路など歩行者通行量が多い路線についてあらかじめ指定しています。

2 除排雪指定路線以外の除排雪

除排雪指定路線以外の除排雪については、地域住民、町内会、自治会及び事業所などが中心となり実施するものとし、盛岡市は、必要に応じて除雪機械器具や排雪用ダンプトラックなどを貸与するものとし、積雪状況等により通行が困難となったときは、盛岡市がパトロールを実施し、除排雪や凍結防止剤散布など状況に応じ対応します。

3 除雪実施基準

除排雪指定路線の除雪は、主に次に該当する場合に実施します。

- (1) 降雪量が概ね10センチメートルを超えたとき、又は降雪量が5センチメートルを超え、さらに降雪が予想される時。
- (2) 出動基準に満たない降雪日が連続し、車輛等又は歩行者の通行に著しい影響を与えるとき又は予想される時。
- (3) 強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- (4) わだち等路面状況が悪化したとき、又は気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

4 排雪実施基準

除排雪指定路線の排雪は、主に次に該当する場合に実施します。

- (1) 第1種指定路線においては、路側の堆雪高さが1.2mを越え、かつ片側の車道幅員が2.5mを確保できなくなったとき、及び大型車両の相互通行に支障があるとき。
- (2) 第2種指定路線においては、車両（大型を除く）の相互通行に支障があるとき。
- (3) 第3種指定路線においては、車両（大型を除く）の通行に支障があるとき。

- (4) 片側2車線以上を有する路線においては、車線への堆雪により当該車線の大型車両通行に支障があるとき。
- (5) 交差点において、堆雪により視界が阻害され、安全円滑な車両通行に支障があるとき。
- (6) 学校周辺において、堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。
- (7) 救急指定病院周辺において、堆雪により救急車両の通行に支障があるとき。
- (8) バス停留所において、堆雪によりバスの乗降に支障があるとき。
- (9) 路面状況が悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは車両通行が確保できないとき。
- (10) 歩道のないバス路線や歩道が途中で切れている通学路において、堆雪により歩行者の安全な通行に支障があるとき。

5 凍結防止剤の散布

凍結防止剤散布車により、バス路線などの主要な交差点や急坂部などに凍結防止剤を散布します。また、その他の市道については、地域住民、町内会及び事業所などの散布協力を得て、凍結路面の解消に努めます。急坂部などに凍結防止剤を格納する容器を設置しますので、必要に応じて利用ください。なお、他の場所への持ち出しはしないようにお願いします。

町内会などからの申し出により、凍結防止剤を配布しております。また、背負い式の凍結防止剤散布器の貸与も行っています。

市立中学校等の活動の一環として、生徒によるペットボトルを利用した凍結防止剤散布実施の取り組みを奨励し、通学路等の安全確保を図っています。

6 市民協働の除排雪を推進

- (1) 町内会へ、除雪期間中に小型除雪機を貸出します。1日単位の貸出しも可能です。貸し出しは、指定された場所で引き取り・返却が条件となります。
- (2) 排雪用のダンプトラックの貸出しを行います。排雪時用に作業器具の貸し出しも可能です。
- (3) 身近な雪置き場として、町内会などの地域限定で一部の公園や市有地を開放します。
- (4) より身近な雪置き場として、町内会などが貸借した土地に対して、固定資産税等を軽減できる場合があります。詳細については、道路管理課雪対策室(電話:019-613-8297)まで問い合わせください。